

裁 決 書

審査請求人

平成26年5月22日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成26年4月23日付けで審査請求人に対して行った生活保護法第78条に基づく費用徴収処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成26年4月23日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定により、費用徴収決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成26年5月22日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

請求人の交際相手が請求人の から を借り、その返済金が請求人の銀行口座に振り込まれたところ、処分庁から収入と認定され、生活保護費の返還を命じられたことが不服である。

裁 決 の 理 由

1 本件に関しては次の事実が認められる。

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

[REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]

(8) [REDACTED]

(9) [REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準により要保護者ごとに算定された最低生活費のうち「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」とされている（法第4条第1項及び法第8条第1項）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（法第63条及び法第78条）。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-1によると、法第78条の適用が妥当である場合は以下のとおりとされて

いる。

- (ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- (イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(2) 原処分について

ア 請求人は、**■**が**■**から借り入れた**■**が収入と認定されたことが不服である旨を主張している。

本件振込は、前記1(4)のとおり、**■**から請求人の銀行口座に振り込まれたものであるが、請求人は、本件振込について受領時に収入申告を行わず、処分庁の法第29条による調査により本件振込の事実が判明した後において、前記1(5)によれば、**■**が生活費として**■**から現金で**■**の借入れを行い、その返済のために請求人の口座に振り込んだものである旨を主張している。

そして、前記1(6)のとおり、請求人は、借入れと返済の証拠として、**■**及び**■**の本件文書を提出している。

イ 法第78条に基づく費用徴収処分は、前記(1)イのとおり、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができることとされており、具体的には前記(1)ウ(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当しているとして原処分が行われたか検討する。

(ア) まず、前記1(3)ないし(7)のとおり、本件未申告収入について、処分庁が口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず請求人がそれに応じなかったという事実は認められない。

(イ) 次に、前記1(5)のとおり、請求人は処分庁に対し本件収入申告書を提出しているが、本件収入申告書には**■**と記載されているのみで、前記1(4)、(6)及び(7)に照らし、明らかな作為が加えられた事実も認められない。

(ウ) さらに、処分庁は、請求人から本件収入申告書の提出を受けた後、前記1(6)及び(7)のとおり、請求人から本件署名入り文書を受領し、**■**宅を訪問し**■**から請求人との金銭の貸し借りは一切ない旨の回答を受け、また、**■**が**■**の口座に直接振込みを行わなかった理由について請求人から回答を受けているが、これらの内容が虚偽であると認められる事実もない(**■**の回答も請求人との金銭の貸し借りはないというだけであって、**■**との金銭の貸し借りについては何ら触れられていない)。

ウ 処分庁は、弁明書において、本件未申告収入について、「請求人本人の口座に振り込まれた

ものであり、[REDACTED]から請求人の[REDACTED]に返済されたものだとは判断できる十分な証拠はない」、「借用書等の文書も作成されていないため、署名入りの文書が正しいものであるという判断ができない」と主張しているが、客観的にみて事実認定が不十分であり、処分庁が主張する理由をもって行われた原処分は違法又は不当と言わざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

